

◎不良債権の状況

リスク管理債権

(単位:百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末	増減額
破綻先債権	80	58	△ 22
延滞債権	3,008	3,628	620
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	7	6	△ 1
リスク管理債権総額	3,096	3,694	597

リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権総額は36億94百万円となりました。これに対し担保・保証にて29億39百万円、貸倒引当金にて6億5百万円を計上していることから、保全率は95.96%となり、リスク管理債権は大部分が担保・保証および貸倒引当金によりカバーされております。

(単位:百万円)

区 分		残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破綻先債権	令和1年度	80	80	—	100.00%
	令和2年度	58	57	1	100.00%
延滞債権	令和1年度	3,008	2,206	755	98.48%
	令和2年度	3,628	2,879	603	95.98%
3ヵ月以上延滞債権	令和1年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和1年度	7	2	0	33.11%
	令和2年度	6	2	1	54.37%
合 計	令和1年度	3,096	2,289	755	98.36%
	令和2年度	3,694	2,939	605	95.96%

- 注**
- これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
 - 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 - 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

用語解説

破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者
- ②破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ③民事再生法の規定による再生手続の開始申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算の開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所において取引の停止処分を受けた債務者

延滞債権

自己査定による債務者区分が実質破綻先及び破綻懸念先の債務者に対する貸出金。元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い貸出金です。

3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌月から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

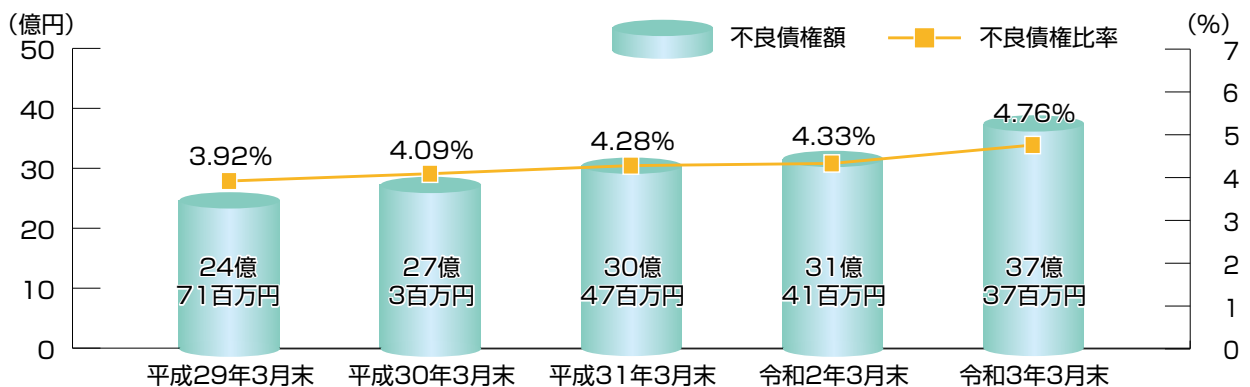
金融再生法上の不良債権は37億37百万円、金融再生法上の不良債権比率は4.76%となりました。

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
				(c)	(d)		
金融再生法上の 不良債権	令和1年度	3,141	3,079	2,289	789	98.00%	92.65%
	令和2年度	3,737	3,585	2,939	645	95.93%	80.94%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和1年度	884	884	425	458	100.00%	100.00%
	令和2年度	667	667	430	237	100.00%	100.00%
危険債権	令和1年度	2,249	2,192	1,861	331	97.44%	85.20%
	令和2年度	3,063	2,914	2,507	407	95.14%	73.24%
要管理債権	令和1年度	7	2	2	0	33.26%	4.80%
	令和2年度	6	3	2	1	54.37%	25.17%
正常債権	令和1年度	69,409					
	令和2年度	74,640					
合 計	令和1年度	72,551					
	令和2年度	78,378					

注 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

不良債権額・不良債権比率推移



貸出条件緩和 債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

破産更生債権及び これらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。

要管理債権

「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。